

<介護保険施設等や短期入所サービスをご利用の方へ>

介護保険施設へ入所（短期入所も含む）している場合、居住費及び食費については原則として自己負担になります。しかし一定の要件に該当する方は、申請により、居住費（短期入所の場合は「滞在費」）及び食費の負担の上限額が、所得に応じ定められた負担限度額までに軽減されます。

1. 軽減対象サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
短期入所生活介護（介護予防）、短期入所療養介護（介護予防）、地域密着型介護老人福祉施設
2. 居住費・食費の負担軽減の要件とその負担限度額（1日あたり）

要 件				1日あたりの負担限度額					
利用者 負担段階		所得等の状況		預貯金等の 資産状況	居住費　＜短期入所は滞在費＞				食費
					従来型 個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	
軽 減 対 象	第 1 段 階	生活保護受給者		－	5 5 0円 (3 8 0円)	0円	8 8 0円	5 5 0円	3 0 0円
		本人・	老齢福祉年金を受給している人	単身： 1， 0 0 0万円以下 夫婦： 2， 0 0 0万円以下					
	第 2 段 階	世帯員・ 配偶者	年金収入額、その他の合計所得金額の合計が、 8 0万9千円以下の人	単身： 6 5 0万円以下 夫婦： 1， 6 5 0万円以下	5 5 0円 (4 8 0円)	4 3 0円	8 8 0円	5 5 0円	3 9 0円 【 6 0 0円】
	第 3 段 階 ①	者全て 市民税「	年金収入額、その他の合計所得金額の合計が、 8 0万9千円を超え1 2 0万円以下の人	単身： 5 5 0万円以下 夫婦： 1， 5 5 0万円以下	1， 3 7 0円 (8 8 0円)	4 3 0円	1， 3 7 0円	1， 3 7 0円	6 5 0円 【1， 0 0 0円】
	第 3 段 階 ②	非課税「	年金収入額、その他の合計所得金額の合計が、 1 2 0万円を超える人	単身： 5 0 0万円以下 夫婦： 1， 5 0 0万円以下	1， 3 7 0円 (8 8 0円)	4 3 0円	1， 3 7 0円	1， 3 7 0円	1， 3 6 0円 【1， 3 0 0円】
第 4 段 階 （標準的） （な費用）		上記（第1・2・3①②段階）以外の方 ※利用者の負担となる居住費及び食費は、各施設と契約された額になります。具体的な金額は施設にご確認ください。			1， 7 2 8円 (1， 2 3 1円)	※6 9 7円 (9 1 5円)	2， 0 6 6円	1， 7 2 8円	1， 4 4 5円

- ※室料を徴収しない場合は437円
- ◆第2号被保険者（40歳以上64歳以下）は、各段階の所得等の状況に加え、預貯金等の資産が単身1,000万円（夫婦2,000万円）以下であれば対象となります。
- ・「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者または内縁関係の人を含みます。
 - ・「年金収入額」には、非課税年金（障害年金、遺族年金（寡婦・かん夫・母子・準母子・遺児を含む））収入も含みます。
 - ・「その他の合計所得金額」は、公的年金等に係る雑所得を除きます。
 - ・「預貯金等の資産」には、有価証券、時価評価が容易な金銀等の貴金属、投資信託、現金等が含まれます。なお、負債（借入金、住宅ローンなど）については、資産の合計額から控除（差し引き）します。
 - ・（ ）内の金額は、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）に入所または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
 - ・【 】内の金額は、ショートステイ（短期入所生活介護または短期入所療養介護）を利用した場合の額です。
 - ・旧措置入所者の人は、経過措置により別途居住費・食費・利用者負担割合の減免があります。

3. 申請に必要なもの

(1) 介護保険負担限度額認定申請書及び同意書	* 銀行名・氏名がわかる部分の写しも添付してください。
(2) 本人及び配偶者のすべての通帳・有価証券・負債等が確認できるものの写し（原則、申請から2ヶ月前までのもの） * 生活保護受給者及び境界層該当者（軽減適用すれば生活保護が必要でなくなる人）は、（2）の添付書類は必要ありません。ただし、境界層該当者は境界層該当証明書が必要です。	
(3) 年金振込通知書	※別途必要な資料の提出をお願いすることがあります。

<市民税課税層における居住費・食費の特例減額措置>

利用者が市民税課税であっても、利用者が介護保険施設等に入所または入院して居住費・食費を負担した結果、在宅で生活される方が生計困難になる場合は、居住費及び食費またはその一方に係る負担が軽減される場合があります。また、利用者が市民税非課税であって、別世帯の配偶者が市民税課税であっても同様です。
※短期入所（ショートステイ）は適用外です。

1. 対象となる方（次の要件の全てを満たす方）

- （１）本人及びその属する世帯の世帯員並びにその配偶者（以下「世帯全員」）の数が２以上であること（単身世帯は含まない。）
- （２）介護保険施設に入所または入院し、利用者負担額第４段階の居住費及び食費の負担を行うこと。
- （３）世帯全員の年間収入から、施設に支払う利用者負担（１割負担、居住費、食費の年額合計＊高額介護サービス費を除く）の見込額を除いた額が**８０万９千円**以下となること。
- （４）世帯全員の預貯金等が、４５０万円以下であること。
- （５）世帯全員がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に活用し得る資産を所有していないこと。
- （６）世帯全員が介護保険料（第２号被保険者にあつては、国民健康保険税または医療保険各法の定める保険料）を滞納していないこと。

※施設入所にあたり世帯分離をした場合でも、分離する前の世帯員で収入等が計算されます。

※収入とは、公的年金等収入額＋合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く。）の合計です。また、預貯金等には、有価証券、債権等も含まれます。

2. 申請に必要なもの

- （１）課税層における食費・居住費の特例減額措置申請書
- （２）施設の利用者負担額を証明できるもの（施設の契約書の写し等）
- （３）課税層における食費・居住費の特例減額措置申請書に係る資産等申告書
- （４）本人、世帯全員及び配偶者の資産等を証明できるもの（固定資産に係る証明書や預貯金通帳等の写しなど）
- （５）年金振込通知書 ※別途必要な資料の提出をお願いすることがあります。

<社会福祉法人等による利用者負担軽減制度>

低所得で生計困難な人（要件を満たし生計困難者として市が認めた人）に対して、介護保険サービスを行う社会福祉法人等が、サービス（法人が軽減の申出をしているサービスのみ）の利用者負担額を軽減する制度です。利用者負担額の４分の１（老齢福祉年金受給者は２分の１、生活保護受給者は個室居住費全額）が軽減されます。市へ申請が必要です。詳しくは、いきいき健康課へお尋ねください。

申請・問い合わせ先

水俣市 いきいき健康課 高齢介護支援室

電話 ０９６６－６３－３０５１